

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
高知県公安委員会規則	
◎放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則	1
高知県公安委員会告示	
◎高知県公安委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の廃止	1
高知県警察本部告示	
◎高知県警察に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の廃止	1

公 安 委 員 会 規 則

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和8年5月19日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第6号
放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第2項の規定による措置を開始した」に改める。

別記第3号様式裏面中「掲示板」を「ホームページ（<https://www.kouaniinkai.pref.kochi.lg.jp/>）及び同委員会の掲示板」に改める。

別記第4号様式中「掲示を始めた」を「同項前段の規定による措置を開始した」に改める。

別記第8号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第2項の規定による措置を開始した」に改める。

別記第13号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第2項の規定による措置を開始した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の放置違反金の納付命令等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に命ずる放置違反金の納付命令等について適用し、同日前に命じた放置違反金の納付命令等については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

**高知県公安委員会規則第7号**

**高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を廃止する規則**

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年高知県公安委員会規則第8号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第13号**

高知県公安委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和7年12月高知県公安委員会告示第30号）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

-----  
**警 察 本 部 告 示**  
 -----

**高知県警察本部告示第1号**

高知県警察に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和7年12月高知県警察本部告示第3号）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

高知県警察本部長 岩田 康弘